

# 新就職者激励大会

## 新就職者激励大会 「新社会人ががんばって」

4月21日、大洲市総合福祉センターで、今年度の新就職者激励大会（大洲市、大洲市教育委員会など主催）が開催されました。

この日は、52人の新就職者が出席。式典では大森隆雄大洲市長が、「21世紀は皆さんの腕にかかっている、また皆さんに対する期待も大きいものがある。ともにがんばっていきましょ

この会は、大洲市内の企業に就職した人たち（新規学卒就職者）の前途を祝福し、あわせて今後の活躍を期待することを目的として開催されるもので、今年で42回を数えるもの。

と歓迎のことばを述べました。また、先輩からの激励のことばや記念品が贈呈され、新就職者を代表して、五十嵐武典さんと清水理愛さんが、「一日も早く職場に慣れ、皆さんのお役に立てるよう精一杯がんばりたい」とお礼のことばを述べました。



▲お礼のことばを述べる新就職者代表の清水理愛さん（右）と五十嵐武典さん

続いて開催された記念講演では、「充実した人生を送るために」と題して、大洲商工会議所 井関和彦会頭が演壇に立ち、「明るく元気に素直にを基本に、何事にも向上心を持って人生を切り開いてほしい」とエールを送っていました。

## うかい県外訪問 宣伝隊出発!



4月19日、うかい宣伝県外訪問隊の出発式が大洲市役所で開催されました。

県外から大勢の観光客を呼び込もうと大洲市や大洲市観光協会が例年、各都市を訪れています。今回は高松市、徳島市、高知市などの四国の3都市で報道機関や旅行会社等への訪問を行いました。また、訪れた市内では街頭宣伝も行い、行き交う人たちにうかいの魅力を紹介しました。

## 大洲市木造住宅耐震事業

### 木造住宅の耐震診断を実施

大洲市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断を受ける方にその費用の一部を補助いたします。

### 対象となる住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅であるもの。
- (2) 構造が、次に掲げる工法以外の木造であること。  
ア 伝統構法、イ 枠組み壁工法  
ウ 丸太組工法、エ 認定工法
- (3) 地上階数が2以下で、

延べ面積が500平方メートル以下のもの。

### 補助対象者

対象となる住宅の所有者で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所（愛媛県木造住宅耐震診断事務所）が、登録を受けた建築事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断を実施したものに限り。

### 補助金の額

耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、2万円を限度額とします。

### 申込方法

耐震診断の補助金を希望される方は、事前に建築住宅課（市役所2階）窓口にてご相談ください。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、建物の建築年月日や構造などが分かるもの（確認通知書の写し、登記簿謄本等）をご持参ください。

### 受付

7月頃～（予定）

### 助成対象戸数

20戸（予定）

### 問い合わせ先

市役所建築住宅課建築係  
☎ 2111（内線274）

## AED 設置

# AED(自動体外式除細動器)が市役所に設置されました!

大洲市では、市民の皆さんをはじめ来庁者が突然倒れた場合などに備えて、心停止の救急救命措置に対応する AED 機器を 4 月から市役所 1 階ロビーに設置しました。

病院外での心停止は年間 2 万から 3 万件と推測され、心肺蘇生方法や AED に対する関心が全国的に高まり、各自治体でも整備や研修などを実施しています。

市役所でも 4 月 19 日と 20 日の 2 日間、市職員約 50 人も対処できるように救急救命士の資格を持つ消防署職員から心肺蘇生や機器の使用方法などの研修を受けました。

今後、AED は市役所以外の市の関連施設等にも導入が見込まれています。



**AED (自動体外式除細動器)**

心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す機械です。医師や救急救命士のみで使用が認められていましたが、平成 16 年 7 月からは一般市民の使用が認められるようになりました。この機械は音声や文字で指示が行われ、市民の皆さんが安全に使用できるものとなっています。

### 平成 18 年度愛媛県エイズ検査普及週間キャッチフレーズ



## 「HIV 検査を受けることから始めよう!! エイズへの理解」

### エイズ検査普及週間のお知らせ

平成 18 年度から 6 月 1 日～7 日を「エイズ検査普及週間」と定め、通常日の検査日に加え休日にも検査を行います。検査は無料・匿名で当日 30 分で結果が出ますので、ご利用ください。

**実施日** 6 月 4 日 (日曜日)

**受付時間** 午後 1 時～午後 3 時

**場所** 八幡浜保健所 1 階

(八幡浜市北浜 1 丁目八幡浜地方局 1 階)

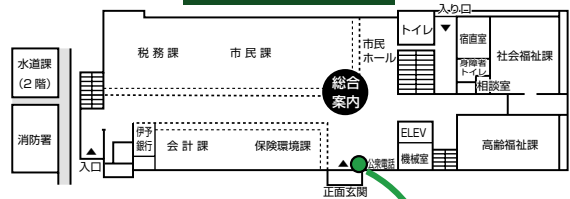
**方法** 無料・匿名で予約は不要です。

抗体検査は感染の機会から、3 ヶ月以上経過しないと検査結果が正確に出ない場合がありますのでご注意ください。

検査相談電話番号 ☎ 0894 - 22 - 4111 (内線 314)

※毎週火曜日、午前 10 時から午前 11 時にも同様のエイズ相談検査を実施していますのでご利用ください。

市役所 1 階配置図



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します！



裁判員制度

平成21年5月までに  
**裁判員制度**  
がはじまります！

ここからはじまる！裁判員制度  
Q&A(第2回)

**Q 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？**

A 裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手續」については、裁判官が丁寧に説明することになっていきますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めますので、裁判員となるみなさんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。  
さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

**Q どのような事件について、裁判員が参加するのですか？**

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

**Q 裁判員になるために、資格はいらないのですか？**

A 衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。  
ただし、次のような人は裁判員になることができません。

**1 欠格事由**

- 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人など

**2 就職禁止事由**

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- 自衛官など

**3 事件に関連する不適格事由**

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など

**4 その他の不適格事由**

- 裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/> を参考にしてください。  
また、ホームページ内では、各種民事手續の手續案内を行っております。あわせてご覧ください。

銃砲刀剣類の登録について

銃砲や刀剣類を新たに発見したときは、速やかに最寄りの警察署の生活安全課に発見届を出し、「銃砲刀剣類発見届出済証」の交付を受けた後、発見者(所有者)自身が銃砲刀剣類を持参し、登録手続きをしてください。

○愛媛県収入証紙(申請手数料) 登録申請

1件につき6,300円分

・登録証再交付申請

1件につき3,500円分

(必ず左記照会先に事前に連絡し、指示を受けてからお越しください)

日時 偶数月 第3水曜日(祝日の場合は翌日)

※愛媛県収入証紙の取扱所は県庁内の銀行等にもあります。

※銃砲刀剣類は発見時の状況のまま、布等で包むなど危険防止の措置を講じ、安全管理には万全な対策をお願いします。

※登録申請手数料は登録できない場合も返還できませんのでご了承ください。

※必ず左記照会先に事前に連絡し、指示を受けてからお越しください。

場所 愛媛県庁第一別館9階会議室(松山市一番町)

持参するもの ○銃砲刀剣類発見届出済証

○当該銃砲刀剣類

○身分証明書

(運転免許証、健康保険証等、本人であることが分かるものなど)

問い合わせ先 愛媛県教育委員会 文化財保護課

☎089・912・2976

(係直通)

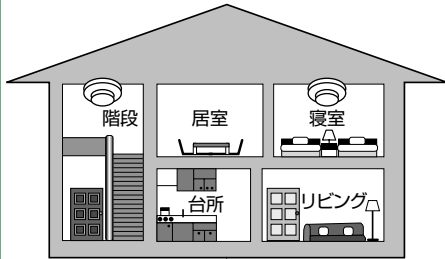
お知らせ

# 「住宅用火災警報器を設置しましょう」

**住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。**

**設置例**

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



各寝室

寝室の存する階の階段

家庭内での火災による逃げ遅れを防ぐことを目的として、消防法が一部改正され戸建住宅や共同住宅での住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

**新築の住宅の場合**

平成 18 年 6 月 1 日から適用されます。

**既存の住宅の場合**

平成 23 年 6 月 1 日から適用されます。

これにより、火災発生時には警報ブザーや音声よっての火災の発生を知らせ、いち早い避難が可能となります。

**【設置上の注意】**

○寝室および寝室のある階段に設置が必要です。

○消防法で設置が義務付けられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。

※詳しくは、大洲地区広域消防事務組合ホームページまたは消防署までご相談ください。

【問い合わせ先】 大洲消防署指導係 ☎ 24 - 0119

## みなさんからの声

～平成 17 年度市民ポストの運用状況～

みなさんから寄せられた 意見・提言など	25 件
<b>【内訳】</b>	
回答したもの	3 件
回答を要しなかったもの	22 件
※匿名などのため回答できなかったものを含みます。	

**お寄せいただいた内容**

- ◆ 区長制度について（匿名）
- ◆ 赤字財政について（匿名）
- ◆ 各種書類交付申請での印鑑不要について（65 歳男性・新谷）
- ◆ 国勢調査について（不明）
- ◆ 大洲城の美化について（73 歳女性・大洲）

みなさんから寄せられた意見・提言は、市政の参考資料として活用させていただきます。

また、連絡先・氏名などのあるものについては、文書や電話でお答えをしています。

**【問い合わせ先】**

総務課広報広聴係 ☎ 24 - 2111（内線 324）

## 開かれた市政のために ～情報公開制度について～

平成 17 年度の制度運用状況を次のとおりお知らせします。

市政は、市民の皆さんの信託のもと常に市民に開かれたものとして運営されなければなりません。大洲市情報公開条例は、「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進する」ために制定されたものです。

**平成 17 年度情報公開制度の運用状況**

大洲市		
公文書公開請求		6 件
公 開 決 定 な ど	公開決定	5 件
	うち全部公開	2 件
	部分公開	3 件
	非公開決定	1 件
	不服申し立て	0 件

（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）

【問い合わせ先】 総務課文書係 ☎ 24 - 2111（内線 322）

## 平成 17 年度個人情報保護制度の運用状況

実施機関における個人情報取扱事務の届出件数は、3,271 件です。

また、平成 17 年度の個人情報の開示等の請求件数は、2 人から 2 件の開示請求がありました。

その処理状況は、次の表のとおりです。

**自己にかかる個人情報請求の実施機関件数と処理状況**

実施機関	請求区分	請求件数	開示	不開示	不服申立
市長	開示	2	1	1	0

【問い合わせ先】 電算課 ☎ 24 - 2111（内線 371）